

「選挙人名簿と投票における周知啓発について」

基本、住所を移動する際には14日以内に引越し先の市区町村に転入届を提出することが義務づけられています。

通常、選挙の際には住民票のある住所に投票用紙投票所入場券が送られてきます。

しかし、市区町村によっては実家を離れて進学などのために地方で暮らす学生などは実家に生活実態がないとして選挙人名簿に登録されないこともあり、18才以上であるにもかかわらず選挙権を失う事態が発生しました。

今、社会の状況や構成が大きく変化し、国政・地方自治においては今まで以上の住民の理解が必要となってきます。

特に政治離れが進んでいるとされる若者にはこれからの未来を担っていただく必要があり、様々な機会を通して参画を促していくべきと考えます。

前回選挙では十勝においても管内3町で130人以上が同様のケースとなり大きな問題となりました。

帯広市での住民基本台帳と選挙人名簿の取り扱いについて、住民票の移動に関する周知と不在者投票への取り組みについて質問しました。

また、平成29年の衆議院議員総選挙からイトーヨーカドーと畜大で期日前投票所が開設され、増設した2カ所の期日前投票所で合計1万310人もの投票が行われました。

投票率に関しても、前回同選挙と比較して4.89ポイントの増となり利便性が高まったことが確認されました。

4月の統一地方選挙における畜大の開設については、どのような日程となっているかを伺いました。



〈帯広市の考え〉

・総務省では全国の卒業を控える全ての高校3年生を対象とした、引越しの際の住民票異動の啓発パンフレットを作成し、各市町村選管を通じて配付している。

また、昨年1月に総務省から、全国の市区町村の住民票担当部署あてに、住民票異動の周知啓発の依頼の通達が出ており、戸籍住民課でもパンフレットを用いて、周知啓発を行っている。

・選挙人名簿の登録の取扱いが、自治体によって異なっていたことが全国的な問題となり、本市としても全国の市区選挙管理委員会で組織する団体を通じ、国から統一した見解を示すよう要望を行ってきたが、昨年4月に総務省から選挙人名簿の登録について、住民基本台帳との整合を図り、国民の基本的な権利である選挙権が失われることがないように留意する必要がある旨の通達が出たところである。

・18歳選挙権となって以降、市内高校、専門学校、大学に不在者投票制度周知のお知らせと不在者投票請求書を送付し、制度周知・利用促進に努めているほか、帯広畜産大学に期日前投票所を開設し、そこでも制度の説明や手続きのサポートを行っている。

・明るい選挙推進協議会とともに実施している啓発活動に、高校生に参加いただき、選挙事務従事者を学生から積極的に採用するなど、若年者に選挙に関心をもっていただけるような取り組みを行っている。

・知事・道議会議員選挙では、郵送による不在者投票の手続きの期間を考慮し、道議選の告示以降の直近の平日である、4月1・2日の2日間を開設し、また、市議会議員選挙は、本市の住民のみが有権者となることから、選挙期日にできるだけ近い平日である、4月18・19日の2日間を開設する予定とし、現在予算編成作業を進めているところ。